

指定ごみ袋が切り替わります

三島町・柳津町・金山町・昭和村指定のごみ袋について、6月1日より製造メーカーが変わり、新しいごみ袋の流通が開始します。

新しいごみ袋は植物由来のバイオマスプラスチックを原料とすることで、石油資源の節約や温室効果ガスの削減といった効果があり、環境に配慮したごみ袋になっています。

【販売形式】

現在は 1 巻 20 枚のロール式で販売しておりますが、新しいごみ袋は 1 組 10 枚を平袋で包装して販売します。

なお、徐々に新しい袋に切り替えていく予定ですので、6月1日以降も既存のごみ袋を使用していただいて構いません。

【デザイン】

ごみ袋のデザインについては、色やサイズは今までと同様ですが、半透明の袋になります。また、バイオマスプラスチックが配合されている旨を追記しています。

【ゴミの出し方について】

新しいごみ袋になっても、ごみの出し方は今までと変わりません。生ごみはしっかり水を切る、袋の口をしっかりと十文字に結ぶなど、これからもご協力をお願いします。

☎町民課 町民係 ☎ (48) 5555

※^⑨『介護の集い』の開催について

町民のみなさまに、介護保険制度と介護予防についてより詳しくご理解いただくことを目的として『介護の集い』を開催いたします。理解はしているけれども意外と難しい、いざというときに困らないために、ぜひこの機会にご参加ください！

【日 時】 5月26日^⑨ 15：30～17：00 くらいまで

【場 所】 三島町町民センター大ホール

【内 容】 介護保険制度について・介護予防について等

【持参物】 健康ポイントカード

☎地域包括支援センター ☎ (48) 5045

クマ出没特別注意報の発令について

福島県において、ツキノワグマの出没が多発するおそれがあることから、令和5年3月末に「**クマ出没注意報**」が発令されておりましたが、5月2日に須賀川市、3日に会津若松市において人身被害が2日続けて発生したことを受け、『**クマ出没特別注意報**』に引き上げられましたので、野外で活動する際にはツキノワグマとの遭遇に一層ご注意ください。

いずれも山菜採りをしている際にツキノワグマと遭遇し襲われた事故となっておりますので、山や人家から離れた場所へ行く場合は十分ご注意ください。

町内において今年はクマの出没・目撃情報は未だ無い状況ですが、冬眠明けのため今後エサを求めて行動が活発化すると考えられます。クマが出没する地域では、農作業や山野へ入る場合にクマ鈴やラジオなど音が鳴る物を身につけ自分の存在を知らせることや、生ゴミなどクマのエサとなる物の管理を徹底いただくようご注意ください。

※『クマ出没特別注意報』は福島県自然保護課が窓口となっています。

【期間】 **令和5年5月2日^④～令和5年7月31日^⑨まで**
(当初発令期間 令和5年3月20日^⑨～令和5年7月末日まで)

【区域】 **福島県内全域**

なお、クマを目撃した場合や足跡、農作物の被害等を発見した場合は、区長を通して役場産業建設課にご連絡ください。

☎産業建設課 ☎ (48) 5566

令和5年度 福島県不妊治療支援事業 助成金のお知らせ

福島県では、令和5年4月1日より保険適用とならない不妊治療や不妊症検査に関する費用の一部を助成する事業を実施しています。

◆助成対象者

夫婦の双方又はどちらか一方が福島県内に住民票をお持ちの夫婦（事実婚含む）

◆助成対象の治療・検査

令和5年4月1日以降に終了した治療・検査

※令和5年3月31日までに終了したものは助成対象外です。

◆申請期限

治療が終了した日の属する年度内

例：令和5年10月に終了した場合→令和6年3月31日まで

助成の種類・金額や申請に必要な書類など、助成に関するお問い合わせは、福島県のホームページをご覧ください。



☎町民課 保健福祉係 ☎ (48) 5565

<<犬・猫の飼い主の皆さんへ>>

1 犬の登録と狂犬病予防注射をうけましょう

●犬は生涯に1回「登録」しなければなりません。必ず役場で登録してください。

●「狂犬病予防注射」は毎年1回（4月～6月末までに）行う必要があります。動物病院で予防接種を行ったときは、注射済証明書を持って役場へ届け出ましょう。

●飼い犬の登録者に変更があった場合は、変更の手続きが必要です。

●飼い犬が亡くなった場合は、死亡の届出が必要です。

●令和5年度の狂犬病集合予防注射は**5月17日^④**です。対象の方へ個別に文書を送付させていただきました。詳しくはそちらをご覧ください。

2 犬の放し飼いはやめましょう

犬の放し飼いは、他人に迷惑をかけ危害を加えるおそれがあるため、県条例で禁止されています。また、犬の散歩はリードを付けて行いましょう。

3 環境美化につとめましょう

飼い犬の“フン”の始末は、飼い主の義務です。公共の場所（公園、道路など）や他人の土地、建物を汚さないようにしましょう。

4 小さな命を大切に！ 捨て犬、捨て猫はやめましょう

犬や猫も家族の一員です。最後まで愛情を持って育てましょう。どうしても飼えないときは、新しい飼い主を見つけましょう。飼い主が見つからない場合は、動物愛護センターに相談してください。

☎町民課 町民係 ☎ (48) 5555

☎動物愛護センター 会津支所 ☎ 0242-29-5517

生活工芸アカデミー

「町民アカデミー講座 三島の歴史」

生活工芸アカデミーでは、町民の皆さまにもご参加頂ける「町民アカデミー講座」を実施していきます。今回は「町の歴史」について学ぶ講座を実施しますので縄文時代から近現代までの歴史と一緒に学びましょう。

日 時	5月16日 ^④ 9：00～11：00
場 所	工人の館（大沼郡三島町大字名入字諏訪ノ上 394）
講 師	交流センター山びこ所長 川合 正裕
定 員	20 名
参加条件	三島町民 または 特別町民
受 講 料	無料
締 切	5月14日 ^⑨

☎生活工芸館 ☎ (48) 5502

自ら考え実行する美しい 地区づくりを支援します

令和5年度 三島町地区支援事業補助金【2次募集】

町では魅力ある地区づくりを推進する事業に対し補助金を交付します。美しい地区づくり目標の実現に活用してください。（※下記のとおり申請を受け付け、審査の上採否を決定いたします。）

なお、地区担当職員が地区の課題解決や地区資源の発掘・有効活用を支援しますので、お気軽にご相談ください。

◎2次募集期限 令和5年5月19日☎まで

対 象 事 業	町内の地区又は地域づくり団体等が行う事業で、次の要件を満たすものとする。 ①地区の魅力拡大や課題解決、住民福祉の向上、交流活動の促進など、地区づくりを目的とする事業であること。 ②一時的なものでなく、継続的な取り組みにつながる内容であること。 ③事業主体が地区以外の地域づくり団体の場合は、事業の実施場所となる地区との連絡調整が図られていること。
補 助 の 額	補助対象経費の10分の10以内（千円未満切り捨て） 上限額50万円 ※ただし補助対象経費が委託料・工事請負費・備品購入費に限られる事業の場合、補助の額は5分の4以内とする。 （国・県等の補助採択を受け、その自己資金分に当補助金を充当する場合はこの限りではない。） ※交付要綱に基づき対象外となる経費があります。
補助対象経費	①謝礼・旅費（専門家・講師に限る）②委託料 ③工事請負費 ④備品購入費 ⑤消耗品費 ⑥印刷製本費 ⑦通信運搬費 ⑧使用料及び賃借料 ⑨原材料費 ⑩人件費（ただし、一人につき1時間当たり700円以内、総事業費の2割を上限とする。） ⑪食糧費（ただし、1万円を上限とし、地域づくり活動に伴うものに限る。） ⑫その他、町長が必要と認める経費
補助対象外経費	①光熱水費、家賃、借地料 ②視察研修等旅費 ③単なる維持修繕に係る経費（ただし、当該補助金を活用して整備した施設等にかかる経費を除く。） ④商品等の仕入れに係る経費 ⑤販売を予定する印刷物の印刷製本費 ⑥容易に転用が想定される施設や備品等に係る経費 ⑦その他、町長が必要と認めない経費
そ の 他	同一地区内から複数の申請があった場合は、その地区内における補助の合計額の上限を50万円とする。
申請先 / 問合せ先	役場 地域政策課 地域政策係☎（48）5533 申請書様式や要綱は HP から確認することができます。

令和5年度 美しい地区づくり町民運動

町では、美しい地区づくりを目的とした『花植え』や『地区内清掃活動』に必要な資材を現物支給し、地区の景観美化活動を支援します。各地区のボランティア団体の皆さまにもご周知ください。

申請から支給まで時間を要しますので、活動日が決まりましたらお早めにお申し込みくださいますようお願いいたします。

申込は随時受け付けています。

対象事業	【花植え、花壇・プランターの整備】	【地区内清掃】
事業内容	草花を道路沿いに設置するプランター及び花壇に植栽する場合	地区内のゴミ拾いなどに関する作業をする場合
支給資材	草花の種子、球根、苗、肥料、土、プランターなど	軍手、ゴミ袋など
そ の 他	現物支給となりますので、発注等のお時間をいただくことになります。原則、実施日の1ヶ月前までにお問い合わせください。	

☎地域政策課 ☎（48）5533

一般家庭ごみのごみ処理場への 直接持ち込みについて

三島町内の一般家庭から排出されるごみは処理場に直接持ち込むことができますが、町の許可が必要ですので、ごみを積んだ車両で役場に立ち寄り、必ず許可書を受け取ってください。



●持ち込み場所

会津若松地方広域市町村圏整備組合環境センター（会津若松市神指町）
〒965-0858 会津若松市神指町大字南四合字深川西 292 番地の2

●持ち込みできる日時

平日の午前8時30分から正午まで、及び午後1時から午後4時30分まで（土日祝日及び年末年始を除く）

※正午前や夕方は混雑し、場合によっては受入できないこともありますので時間に余裕を持って搬入してください。

●許可に関する注意点

- 許可書はすぐに発行できますので、出発前にお立ち寄りください。
- 複数回持ち込む場合でも、その都度許可が必要になります。
- 一つの車両に燃えるごみと燃えないごみなど違う種類のごみを積む場合、できるだけ分けてください。

●場内での注意点

- ごみや資源物は、それぞれ車両から降ろす前と降ろした後に車両ごと計量します。受付の指示に従ってください。
- 場内は、ごみ搬入車両等が多く通行します。事故防止のため、係員の指示に従って行動してください。
- ごみや資源物の積み下ろし作業は、持ち込み者ご本人に行っていただきます。事故防止のため、「粗大ごみ」など、1人で持てない重さのものがある場合は、複数名で搬入してください。

☎町民課 町民係 ☎（48）5555

山菜・たけのこの採取・出荷等について

山菜やたけのこの出荷・販売をするためには、原則として品目ごとのモニタリング検査が必要となりますので、役場産業建設課にお問い合わせください。すでにモニタリング検査にご協力いただいている方は、引き続きご協力をお願いいたします。

現時点（5月12日）で県モニタリング検査を実施した結果について、下記のとおりお知らせします。



◎県モニタリング検査済の山菜

今年度分の『こごみ・たらのめ・ふき・うど・わらび・みずな・たけのこ』は検査済であり、問題ありませんのでご安心ください。

※なお、モニタリング検査を受ける必要がある品目については、令和5年3月17日☎発行のお知らせ版をご覧ください。

◎県モニタリング検査に関するお願い

県へモニタリング検査を依頼する場合は、事前に対象となる山菜を役場に届けていただく必要がありますので、下記の内容をご確認のうえ必ず電話連絡をお願いします。

※電話連絡を受けた後に県と搬入日等の事前調整を行います。

※検査日は、原則火曜日・金曜日となります。

※検査日当日に検体を役場に届けても検査はできません。県へは事前に検体を搬入する必要がありますのでご注意ください。

☎産業建設課 ☎（48）5566